

# 「京都市生物多様性プラン(2021-2030)(案)」

へのご意見を募集しています。

募集期間 令和2年12月10日(木)～令和3年1月15日(金)まで【必着】



応募は  
こちらから



本冊子は概要版です。  
プラン(案)の詳細は  
ホームページをご覧ください。

# 1. プランの目指すもの

京都市では、平成26年に「京都市生物多様性プラン」を策定し、京都ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継いでいくため、生物多様性保全の様々な取組を進めてきました。今後、より一層、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、自然と共生する社会を実現するため、本プランを策定するものです。

## 1 基本方針

自然との共生により育まれてきた、京都のかけがえのない歴史や文化を次世代に継承するとともに、京都市が新たな価値を創造し発展し続けるまちであるためには、「**生物多様性の保全と持続可能な利用**」のための行動の促進と**自然共生社会の実現に向けた変革**が求められます。



### そのため、プランは…

- ①市民、事業者、活動団体、大学・研究機関、学校、行政等のあらゆる主体が行動できる指針とします。
- ②様々な政策との融合を図り、国際目標であるSDGsの達成や京都市のレジリエンスの向上に貢献し、自然と共生する持続可能な社会の構築を目指します。
- ③「地球温暖化対策」や「循環型社会の構築」といった環境政策と一体的に取組を進めます。

## 2 目指す方向性

### ①「知る」から「行動」へ

生物多様性の損失が進行している今、生物多様性のために積極的に行動していくことが求められることから、各主体が「自分ごと」として、それぞれの立場で「知る」だけでなく、行動できるよう、具体的な行動例を提示した指針とします。

### ②「生物多様性の持続可能な利用」の重点化

京都の自然と共生する生活文化を再認識し、生物多様性の恵みを現代のニーズに合った形で持続的に「利用」するライフスタイルへの転換を図るため、「**生物多様性の持続可能な利用**」の視点に重点を置いた取組を進めます。

### ③自然共生社会の実現に向けた変革

ライフスタイルを転換するだけでなく、生物多様性を「保全」し、「利用」することで新たな産業の創出にもつながるよう、自然資源の持続性が確保された**自然共生社会の実現に向けた変革**を促します。

### ④京都から世界の生物多様性保全への貢献

都市での生物資源の消費は、都市やその周辺だけでなく、他の国の生態系にまで影響を与えていることから、生産、流通、消費の各段階において、「生物多様性の持続可能な利用」の実践を促し、多様な主体が協働する取組がいわば「京都モデル」となることで、**世界の生物多様性の保全に貢献していきます。**

## 3 位置付け

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性地域戦略として、策定します。

## 4 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

### 「生物多様性の持続可能な利用」とは

現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵みの長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の構成要素を利用することをいいます。

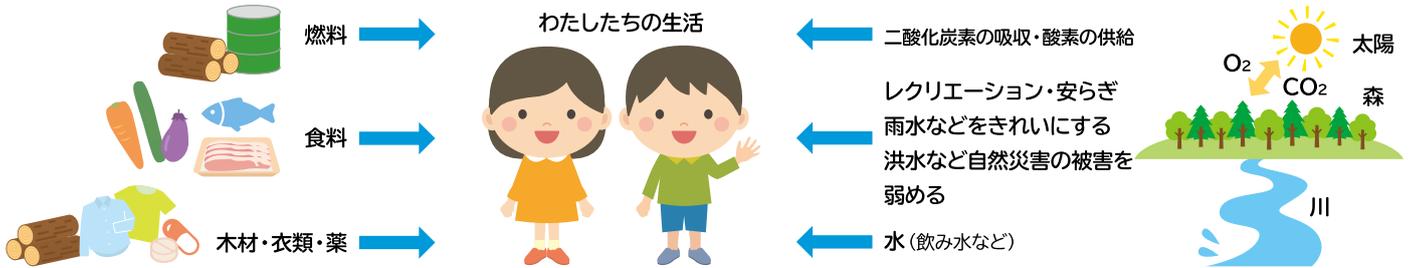
## 2. 生物多様性の重要性

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

私たちの暮らしや経済活動は、これらの生きものからの様々な恩恵に支えられ成り立っています。これらの恩恵は、生物多様性があるからこそ、もたらされるものです。また、京都の伝統、文化、産業、景観は、四季の変化に富んだ豊かな風土により育まれてきたものであり、生物多様性は「京都市らしさ」(伝統、文化、産業、景観等)を支える基盤にもなっています。

そのため、生物多様性の損失は、暮らしの豊かさや安心安全、さらには、「京都市らしさ」を失うことにもつながりかねません。



生物多様性をもっと知りたい方はこちら！  
「京・生きものミュージアム」



### ● 京都市におけるこれまでの取組

生きものの保全・再生に向け活動する団体を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の創設により、認定企業・団体が拡大するなど、生物多様性保全の取組を進めました。

また、自然観察会の実施や冊子等を通じた身近な自然に関する情報の発信により、生物多様性の認知度が向上しました。

## 3. 京都市における生物多様性の課題

### 「京都市らしさ」を支える生物資源の減少

- 祇園祭で厄除け粽ちまきに使用されるチマキザサや葵祭に使用されるフタバアオイ等の生物資源の減少

### 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

- 林業の担い手不足に伴う森林の荒廃による生物の生息・生育環境としての質や貯水機能等の低下
- 農地の宅地化等による生きもの減少
- 増えすぎたシカの食害等による植生の急激な衰退

### 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の危機

- 深泥池や大原野森林公園等の生物多様性の保全上重要な地域におけるシカの食害、外来種の増加等による生態系への影響

### 地球温暖化の進行やプラスチックごみによる生態系への影響

- 地球温暖化による動植物の絶滅のリスクの増加
- 生きものがエサと間違えて飲み込むこと等によるプラスチックごみによる生態系への影響

### 今後、課題解決に向けては…

- ①「生物多様性の持続可能な利用」及び②「生物多様性の保全・回復」の推進が必要
- ①②の推進の下支えとして、自然を身近に感じ、生物多様性のために行動する③「ライフスタイルの転換」、生物多様性保全の活動資金や担い手の確保に向けた④「社会変革に向けた仕組みの構築」が必要

➡ 本プランでは、①～④の4つの視点で取組を進める。

## 4. プランの目標・施策

### 2050年の あるべき姿

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

### 2050年までに 達成すべきこと

#### 視点① 生物多様性の持続可能な利用

- 文化や生活を継続するために必要な生態系サービスが回復し、自然のバランスを保ちつつ、持続的に利用されている。
- 地球温暖化への適応や防災・減災等の様々な社会的課題に対し、自然が持つ機能を十分に活用する。

#### 視点② 生物多様性の保全・回復

- 人為的な原因により生態系・種・遺伝子の多様性の損失が一切行われない状況になっている。
- 世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑え、地球温暖化による生物多様性への影響を最小限に回避する。

#### 視点③ ライフスタイルの転換

- 一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性の問題を「自分ごと」として認識する。
- 一人ひとりが生物多様性の持続的な利用と保全・回復のために行動・選択している。

#### 視点④ 社会変革に向けた仕組みの構築

- 社会経済活動において、生物多様性の持続的な利用と保全・回復が組み込まれている。
- 各主体がそれぞれの立場で生物多様性保全の担い手として活躍している。

達成項目：具体的な目標の到達点

施策：各目標に基づく取組の方向性（ ）内は、施策に基づく取組

### 2030年度までの目標・施策

#### 目標1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

##### 達成項目

- ①京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する
- ②自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る
- ③生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する

##### 施策

- (1)文化を支える生物資源の持続可能な利用(京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度の拡充など)
- (2)自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備(雨庭の整備や森林の適切な管理による生態系の防災・減災への活用など)
- (3)サステナブルツーリズムの推進(エコツーリズムの推進、アメニティの削減等の環境負荷の低減に資する観光の促進など)

チマキザサやフタバアオイ等、京都の文化を支える生物資源の持続的な利用に取り組みます。  
また、生物多様性の恵みを最大限に活かし、災害の防止や美しい景観の創出など、都市のレジリエンスの向上に資する緑と水辺を整備するとともに、京都の豊かな自然環境や自然と共生する生活文化を新たな観光資源としたエコツーリズム等を通じて、その価値や大切さを発信します。

#### 目標2 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

##### 達成項目

- ①多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する
- ②里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る
- ③種の絶滅を食い止める
- ④生態系や人の健康、農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに、新たな定着を阻止する
- ⑤海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを削減する
- ⑥地球温暖化を緩和する

##### 施策

- (1)重点保全地域における保全強化(深泥池、八丁平、大原野森林公園等の保安全管理など)
- (2)里地里山の保全・回復(シカの食害による生態系被害の防止、竹林の適切な管理など)
- (3)希少種の保全・回復(希少種の域外・域内保全の推進など)
- (4)外来生物対策(特定外来生物の防除・定着防止の推進など)
- (5)プラスチックごみへの対策(河川におけるマイクロプラスチック調査など)
- (6)地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進(京都市地球温暖化対策計画と連携)

生物多様性の保全上重要と考えられる地域や里地里山の生態系を保全・回復するとともに、希少種の減少や絶滅を回避します。  
また、生物多様性の損失の要因となる、河川のプラスチックごみや地球温暖化の進行について、「地球温暖化対策計画」及び「循環型社会推進基本計画」とも連携して取組を進めます。

#### 目標3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

##### 達成項目

- ①生物多様性に配慮した消費行動が広がっている
- ②一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている
- ③一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している
- ④一人ひとりが生物多様性のために行動している

##### 施策

- (1)エシカル消費の推進(生物多様性に配慮した製品・サービスの消費促進など)
- (2)自然とのふれあいや学習の機会の充実(「京都生きもの検定」の実施に向けた検討、SNS等を通じた暮らしの中で自然を身近に感じるライフスタイルの提案など)
- (3)生物多様性の学びの拠点の充実(動物園等の4園館や京エコロジーセンター、さすてな京都等の連携強化など)

誰もが関わる消費面において、生物多様性への配慮を促進するとともに、一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性のために行動できるよう、自然とのふれあいや学習の機会の充実等により、ライフスタイルの転換を図ります。

#### 目標4 社会変革に向けた仕組みを構築する

##### 達成項目

- ①生物多様性に配慮した経済活動を促進する
- ②生物多様性保全のための活動を支援する
- ③生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する
- ④生物多様性の現状を把握するための知見を集積する

##### 施策

- (1)生物多様性に配慮した企業活動の促進(企業による生物多様性に関する取組を促進する仕組みづくりなど)
- (2)公共施設・事業における配慮(公共施設における生物多様性保全を取り入れた施策の推進など)
- (3)生物多様性保全のネットワーク形成(生物多様性保全の担い手宣言制度の創設など)
- (4)情報の集約・発信(ICTを活用した保全活動の情報収集・発信の強化など)
- (5)知見の集積(京都の自然環境調査の実施、市民調査の実施など)

生物多様性に配慮した経済活動や保全活動への支援、公共施設や公共事業における生物多様性への配慮、生物多様性に関する情報の集約・発信力の強化、知見の集積などの取組を充実させ、社会変革に向けた仕組みを構築します。

## 5. 推進プロジェクト

「2030年度までの目標」の達成に向けては、施策に基づく取組を着実に進めることに加え、関連する取組を一体的に進め、相乗効果を図る「推進プロジェクト」を掲げます。

「推進プロジェクト」は、「森」、「里」、「街・川」の3つのフィールドに加え、「京都らしさ」の継承の観点から、生物多様性の課題の解決をテーマに進めるものとします。

### 森 恵み豊かな森づくりプロジェクト

森林資源を持続的に利用し、シカ等の食害への対策を進めることで、劣化した森林植生を再生し、森林環境の回復を目指す。

### 街川 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

市街地の緑化や生物多様性に配慮した川づくりを推進することで、水辺と緑地の連続性を確保し、生態系ネットワークが確保されたまちづくりを目指す。

### 里 食と農業プロジェクト

環境に配慮した農産物の生産・消費を促進することで、多面的機能が発揮される持続可能な農業の推進を目指す。

### 京都らしさ 「京都らしさ」を支える生きものプロジェクト

「京都らしさ」の継承に必要な生物資源を特定し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を目指す。

## 6. 評価方法

本プランの進捗について、生物多様性は、その状態を端的に表す指標はなく、統計値や事業実績などの個々の増減のみの評価はなじまないことから、複数の客観的指標（統計値や事業実績など）・主観的指標（市民アンケート調査）を設定し、指標の推移等に応じて評価を行ったうえで、各目標・達成項目の達成状況を総合的に判断します。

### 指標例

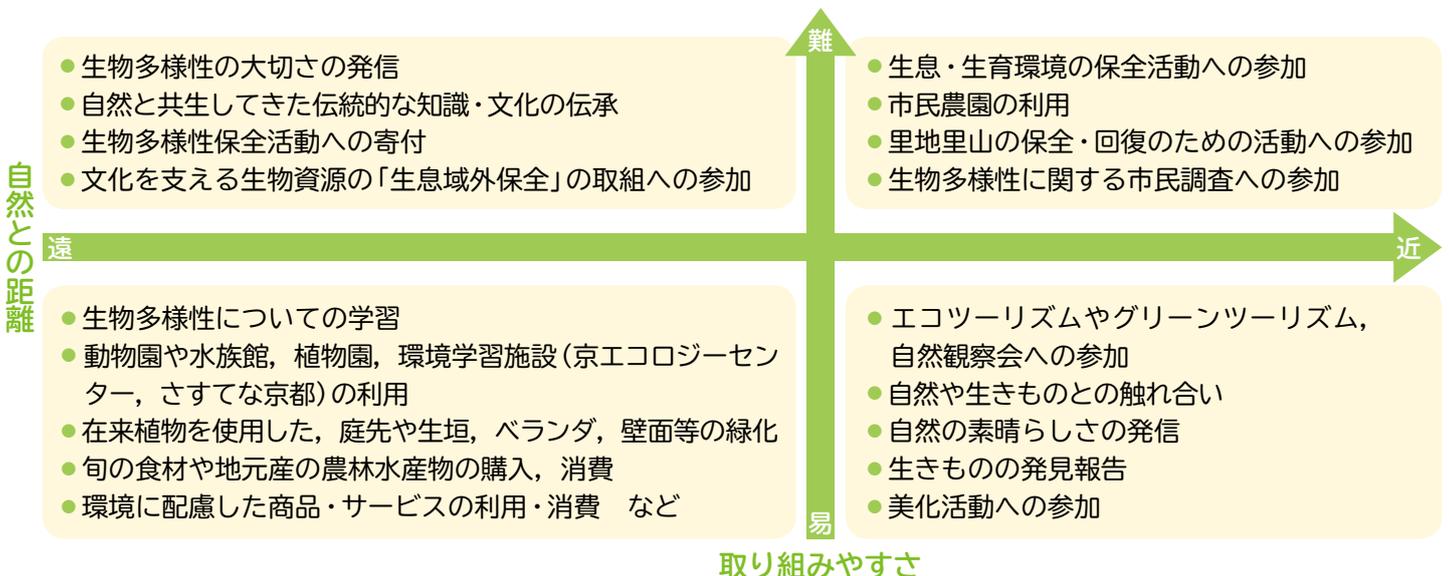
「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト」参加団体数、重点保全地域のうち保全活動を実施している地点数、生物多様性保全の担い手宣言制度登録者数 等

## 7. 私たちができること

4つの目標の達成に向けては、一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、行動していくことが大切です。このため、一人ひとりにできることや各主体にできることを例示します。

### 1 一人ひとりにできること(例)

「自然との距離」と「取り組みやすさ」に応じて、できることを例示します。



## 2 各主体にできること(例)

各主体にできることのうち、事業者及び活動団体が取り組めることを例示します。

### <事業者>

- 木材、竹材等の利用不足となっている市内産の生物資源を利用する。
- 社員食堂等で地元産の農水産物を購入、消費する。
- 生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する。
- 社員に対して生物多様性に関する学びの機会を提供する。
- 地域に対して生物多様性に関する学習や自然体験の機会を提供する。
- CSR<sup>※1</sup>活動を通じて、生物多様性の保全活動を実施する。
- KES<sup>※2</sup>等、環境マネジメントシステムの認証を取得する。 など

### <活動団体>

- 活動の一環として、エコツーリズムの取組に協力したり、企画する。
- 生きものの生息・生育場所や希少種、里地里山の保全等の活動を行うとともに、活動の輪を広げる。
- 自然の素晴らしさや生物多様性の大切さを発信する。
- 活動のフィールドにおいてモニタリングを実施する等、生きものの生息状況の情報を積極的に収集する。 など

※1 CSR：企業の社会的責任

※2 KES：京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格

## 8. 推進体制等

### 1 庁内連携

生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、庁内の関係部局との一層の連携が必要です。そのため、全庁横断的に生物多様性の観点を取り入れた事業が展開されるよう、「京都市生物多様性庁内連絡会議」等を通じて、庁内の生物多様性に関する取組の情報共有と相互連携を図ります。

### 2 生物多様性保全検討部会

プランの進捗状況について、京都市環境審議会の下に設置されている「生物多様性保全検討部会」に定期的に報告し、同部会において評価いただくとともに、評価結果に基づき、必要な見直しを行います。

### 3 各主体との連携

市民、活動団体、事業者、教育機関、大学、国、京都府、他の地方自治体等の各主体と連携・協働し、プランの推進を図ります。

### 4 プランの見直し

プランは、計画期間に関わらず、計画の進行具合や目標の達成状況、自然的社会的条件の変化、生物多様性国家戦略及び上位計画(京都市基本計画、京都市環境基本計画)の改定等の状況に応じて、必要である場合は見直しを行います。

### 持続可能な開発目標 (SDGs) ※関連する主な目標



